



故意・過失、錯誤、責任能力

故意・過失

① 故意

(1) 意義

「**罪を犯す意思**」(刑法38条1項本文)のことである。

① 構成要件に該当する客観的事実(行為の客体、行為、結果、行為と結果の因果関係等)を**認識**し、かつ、② その結果の発生を**認容**することをいう。

構成要件とは、刑法その他の刑罰法令に規定されている**違法で有责な行為の類型**をいいます。殺人罪(刑法199条)であれば、構成要件は「人を殺すこと」です。また、認容とは、結果が発生しても構わない・仕方がないと思うことです。



(2) 故意処罰の原則

ア 刑法では、故意のない行為は、原則として処罰されない(刑法38条1項本文、**故意犯処罰の原則**)。

イ ただし、**過失犯を処罰する特別の規定**がある場合には例外として処罰の対象となる(刑法38条1項但書)。

(3) 故意の種類

確定的故意

犯罪事実の実現を**確定的なもの**として認識することをいう。

例 「弾丸を心臓に命中させて殺そう」と考えていたとき

不確定的故意

行為者が犯罪事実の実現を**不確定なもの**として認識している場合であり、行為者の認識内容に応じて以下の3つに分けられる。

概括的故意	一定の範囲内の客体に結果が発生することは 確実 であるという認識はあるが、 どの客体に結果が発生するのか、また、何個の客体に結果が発生するのか が 不確実 な場合をいう。 例：多数の人が行き交う道で、爆弾を爆発させる場合
択一的故意	数個の中の いずれかの客体 に結果が発生することは 確実 であるという認識はあるが、 どの客体に結果が発生するのか が 不確実 な場合をいう。 例：誰に当たるかは分からないが、必ず誰か1人には当たると考えて数人が飲んでいるジュースのコップのうち1つに毒を盛る場合
未必の故意	犯罪事実の実現を 確実なもの として認識・認容しないが、それを可能なものとして 不確定的に認識し、それを認容する場合 をいう。 例：盗品等であることをはっきりとは知らないが、もしかすると盗んできたものかもしれないと思いながらこれを買う場合

② 過失

(1) 意義

ア **不注意**によって犯罪事実を**認識又は認容しない**ことをいう。認識と認容の両方があると過失ではなく**故意**が認められる。

イ **犯罪事実の認識がない場合**を**認識なき過失**という。**認識はあるが認容がない場合**を**認識ある過失**という。

ウ 過失犯は、**特別の規定**がある場合に例外的に処罰される。

	具体例	問題となる犯罪
認識なき過失	甲は「前方の藪が動いたのでタヌキがいる」と思って猟銃を発砲して命中させたが、それはタヌキではなく人であったため、その人を死亡させた。	過失致死罪(刑法210条)、業務上過失致死罪(刑法211条)等
認識ある過失	甲は「人Aに弾が当たって死ぬかもしれないが、射撃に自信があるからAに当たることはない」と思って猟銃を発砲したが、Aを死亡させた。	過失致死罪(刑法210条)、業務上過失致死罪(刑法211条)等
未必の故意	甲は「人Aに弾が当たって死ぬかもしれないが、それでも構わない」と思って猟銃を発砲し、Aに命中させてAを死亡させた。	殺人罪(刑法199条)等

(2) 種類

通常の過失のほか、**重過失**、**業務上過失**がある。

ア 重過失とは、通常の過失に比べて注意義務違反の**程度が重い**ことをいう。

イ 業務上過失とは、**業務に従事する者**が業務上必要な注意義務を怠った場合をいう。



マンガでTRY 法学論文 刑訴法

TOPの論文 7、TOP・MPDの論文 5 とリンク！



準現行犯逮捕の適否

A巡査部長らは、「腕に入墨のある暴力団員風の男に因縁をつけられ、現金5万円を脅し取られた」との110番通報指令を受け、その約1時間後、現場から約200メートル離れた公園で手配人着の男を発見し、同人に対し職務質問を開始した。男は「甲」と名のり、腕の入墨は確認できたが、犯行は否認し、また、被害品の5万円の確認もとれなかった。A巡査部長らは、被害者の面通し及び犯人に間違いのない旨の供述を得て、甲の「入墨」を「身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき」として準現行犯逮捕した。



問

この場合における、A巡査部長らの措置の適否とその理由について述べなさい。



解答・解説は次ページで ➡